

(答申第156号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定（存否応答拒否）は、結論において妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成30年11月15日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

「岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックが風力発電施設建設をめぐって情報交換していたこと」につき、岐阜県警察本部から警察庁に報告した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書に関する情報は、これを公開することにより警察の情報収集活動の具体的な内容について明らかとなり、その結果、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第4号に該当し、かつ、当該公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書の存否自体を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして条例第9条に該当するとして公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年12月3日付け備総第690号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分に不服があるとして、平成31年1月5日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

審査庁は、条例第18条第1項の規定に基づき、平成31年1月11日付け岐公（総）第1号の2で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下単に「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

条例第9条に該当するとして「存否応答拒否」とされた非公開決定を取り消し、請求した公文書を開示する決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第4号該当性について

岐阜県情報公開条例の第1条（目的）は、「この条例は、県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現することを目的とする。」となっている。

開示することが原則であり、開示することこそが県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることになると明示している。非公開とすることはごく例外的に認められているのみである。

岐阜県警自らが積極的に、警察法第2条第2項「不偏不党且つ公正中立を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない」ことに対する疑義について国民に説明する責務が全うされるように努力すべきである。

(2) 条例第9条該当性について

公開請求している文書は、国会での答弁において警察庁警備局長が「存在している」旨を明らかにしている文書の開示を求めているのである。それがどうして「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる」から「存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」などという話になるのか？

国会の議事録の該当部分を示す。

第189回国会 参議院内閣委員会 第9号（2015. 5. 26）議事録より抜粋

○山下芳生君（前略）山谷大臣、岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックがこの風力発電施設建設をめぐって情報交換していたことは事実でしょうか。

○国務大臣（山谷えり子君）お尋ねの件でございますけれども、大垣署の警察官が関係会社の担当者とお話していたという報告を受けております。

○山下芳生君（前略）とにかく、本人同意なしにこういう非常に思想や信条あるいは病歴に関わる情報が集められていたというだけではなくて、（中略）第三者、しかも一民間事業者に対する本人同意なしの提供、これは、山谷大臣、警察がこんなことを行っていたと、許されるとお考えですか。

○国務大臣（山谷えり子君）本件につきましては、大垣署の警察官が公共の安全と秩序の維持という責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環として事業者の担当者とお話していたものと承知しておりますが、警察法と各都道府県の個人情報保護条例の規定にのっとり適正に取り扱っているものと報告を受けているところでございます。

第189回国会 参議院内閣委員会 第12号（2015. 6. 4）議事録より抜粋

○山下芳生君（前略）そこで、今日は警察庁警備局長に来ていただいておりますが、山谷国家公安委員長にはどのような報告がなされているのか。つまり、大垣署の誰がシーテックの誰といつどこで会ったのか、それはどんな内容だったのか、山谷大臣には報告されているのでしょうか。

○政府参考人（高橋清孝君）お答えいたします。本件につきましては、岐阜県警察より報告を受けておりまして、その報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っております。

岐阜県警察本部が警察庁に詳細な報告をし、その報告に基づいて「警察法と各都道府県の個人情報保護条例の規定にのっとり適正に取り扱っている」と判断した、と国会で述べているのだ。報告文書は、絶対に存在するのである。「存在しているかどうか答えられない」など、ありえない回答である。

警察庁警備局長が存在を示した「報告文書」の開示請求に対して「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになる」という回答は、かの『朝ご飯論法』（「朝ご飯は食べましたか？」「いえ食べていません（パンは食べたけどね）」）以下のフザケタ回答であり、断じて許されるものではない。

（3）存否応答拒否は県民に対する侮辱である

「存否応答拒否」は県民に対する侮辱である。国会で存在を明らかにした文書につき何故「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになる」などというのか？情報公開の場面においても、県民の付託に応えるよりも、警察庁の指示そのままに決定する、というのは、県民に対する甚だしい侮辱である。

警察は実力組織であるからこそ非常に謙抑的でなければならない。人権侵害に対して敏感でなければならない。警察が情報公開制度のらち外にあるということを許してはならない。

当該請求に係る文書は間違いなく存在する。岐阜県民に責任を負う岐阜県警察本部の自律的判断において、「存否応答拒否／非公開」決定を取り消し、開示することを強く求める。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

（1）条例第6条第4号の該当性について

条例第6条第4号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非公開情報と規定している。

警察がどのような情報を、いつ、どのように収集しているかなど、個別具体的な情報を公開することにより、公共安全と秩序の維持を目的とした情報収集の着眼点、手法等について明らかにすることとなり、これを契機に情報収集の対象となっていることを前提として対抗措置を講ずるなど、今後の情報収集活動の遂行に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第4号に該当すると判断したものである。

(2) 条例第9条の該当性について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

個別具体的な対象文書の存否自体を答えるだけで、大垣警察署が特定の事業について特定の企業と情報交換していたか否かについて明らかとなり、条例第6条第4号に規定する非公開情報を公開することとなるため、非公開決定（存否応答拒否）とした本件処分判断は妥当である。

(3) 国会答弁について

「文書が存在する」ことは、すでに警察庁が明らかにしている。」との主張について、審査請求人が本件請求に係る対象文書の存在を疎明する事情として示す国会答弁は、「大垣警察署の警察官が関係会社の担当者と会っていた」ことにつき報告を受けたことを示すに留まり、会っていたことの目的、具体的な内容についてまで認否したものではない。

したがって「岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックが風力発電施設建設をめぐって情報交換していたこと」についての報告文書という本件請求に係る公文書の存在自体を明らかにしているものではなく、審査請求人の主張は、本件処分に影響を及ぼすものではない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求対象文書の存否を答えるだけで、条例第6条第4号に該当する情報を公開することになるとして、条例第9条の規定により、本件対象情報の存否を明らかにせず非公開とする決定を行ったものである。

存否応答拒否を内容とする非公開決定が妥当というためには、仮に対象情報が存在する場合であっても当該情報が非公開情報に該当することが必要であることから、まず、対象情報が条例第6条第4号の非公開事由に該当するかどうか、次に、条例第9条に基づき存否を明らかにせず、非公開とする決定を行ったことが妥当かどうかについて、条例の規定に照らし、以下、順に判断する。

(1) 条例第6条第4号について

ア 条例第6条第4号の趣旨について

条例第6条第4号は、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、

公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報については、公開しないことを定めたものである。同号にいう「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、審査の場においては、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かを判断するものであることを示すものである。これは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、公開・非公開の判断に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められるためである。

イ 条例第6条第4号該当性について

本件情報公開請求に係る対象公文書は、「岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックが風力発電施設建設をめぐって情報交換していたこと」につき、岐阜県警察本部から警察庁に報告した文書」であり、仮に存否がわかると、警察が特定の事業について特定の企業と情報交換していたか否かが明らかになる文書であると認められる。

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、警察が特定の事業について特定の企業と情報交換していたか否かは、警察の情報収集活動の方針、関心事項等に関する情報であり、これを公開することにより、警察の情報収集活動の実態が露呈し、当該情報が悪用されれば、警察がトラブルの未然防止の観点等から行っている情報収集活動が困難となるというものである。

当審査会としては、何人も請求できる情報公開制度において、特定の事業や相手方に対する警察の情報収集活動に関する情報を公開した場合、警察の情報収集活動の有無、方針、関心事項が明らかとなり、これを利用して警察の情報収集活動を意図的に避けることが可能となると認められる。そうすると、本件処分において、警察の情報収集活動に支障が生じ、ひいてはその目的とする犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると、実施機関が認めたことは、相応の合理性があると考えられることから、違法性を有するものではない。

(2) 条例第9条について

ア 条例第9条の趣旨について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

同条の「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を開示することとなるとき」とは、公開請求に係る公文書が具体的にないかにかかわらず、公開請求された

文書の存否について回答すれば、非公開情報を開示することとなる場合をいうものである。

これは、公文書の存否を明らかにすることによって、条例第6条各号に規定する非公開情報が公開されることと等しい結果をもたらすことにより、同条各号により非公開とすることで保護しようとする利益が損なわれる場合があるため、このような場合には、例外的に、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

イ 条例第9条該当性について

前記「(1)イ 条例第6条第4号の該当性について」の判断のとおり、本件公開請求に係る対象公文書の存否を答えることは、警察が特定の事業について特定の企業と情報交換していたか否かについて明らかにする結果を生じさせるものと認められ、当該公文書については、その存否を答えるだけで条例第6条第4号の非公開情報を公開することとなるため、実施機関が、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否することは、やむを得ないものと認められる。

ウ 国会答弁について

審査請求人は、国家公安委員長の「大垣署の警察官が関係会社の担当者と会っていたという報告を受けております。」との国会答弁及び警察庁警備局長の「岐阜県警察より報告を受けておりました、その報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っております。」との国会答弁が存在することから、実施機関から警察庁に対して「岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックが風力発電施設建設をめぐって情報交換していたこと」につき報告した文書を保有していることは明らかであり、存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定が失当である旨主張する。

一方、実施機関は、審査請求人が本件請求に係る対象文書の存在を疎明する事情として示す国会答弁は本件請求に係る公文書の存在自体を明らかにしているものではないと主張する。

そこで、当審査会において、審査請求人によって提示され、公表されている国会議事録を見分したところ、確かに、山谷国家公安委員長は、「岐阜県警大垣警察署と中部電力の子会社シーテックがこの風力発電施設建設をめぐって情報交換していたことは事実でしょうか。」との議員の質問に対し、「大垣署の警察官が関係会社の担当者と会っていたという報告を受けております。」と答弁し、また、警察庁警備局長は、「大垣署の誰がシーテックの誰といつどこで会ったのか、それはどんな内容だったのか、山谷大臣には報告されているんでしょうか。」との議員の質問に対し、「岐阜県警察より報告を受けておりました、その報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っております。」と答弁したことが認められる。

これらの応答をみる限りにおいては、実施機関が主張するとおり、国会

答弁の中で「岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックが風力発電施設建設をめぐって情報交換していたこと」についての報告文書の存在自体を明らかにしているとは認められない。

2 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

3 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、以下の点について付言する。

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等をすべきである。条例第9条の存否応答拒否は、公開請求に対する応答の例外規定であるから、存否応答拒否をする場合は、その妥当性を慎重に判断する必要がある。これは、仮に公開請求の内容に非公開情報が含まれ、結果として非公開となるような場合であっても同様であり、実施機関は、例外規定である存否応答拒否ではなく、少なくとも公文書の存在は明らかになるよう、請求者に対して請求の趣旨を丁寧に確認するなどして、その齟齬を埋めるよう努められたい。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成31年1月11日	実施機関から諮問を受けた。
平成31年2月18日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
平成31年3月15日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
平成31年4月26日 （第159回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和元年6月21日 （第161回審査会）	審査請求人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和元年7月30日 （第162回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	加藤 享子	岐阜県商工会女性部連合会	
	川田 智子	行政書士	
会長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）